岩美町木造住宅耐震診断事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、木造住宅の所有者が木造住宅の耐震診断を実施するに当たり、町が耐震診断を行うことにより、木造住宅の耐震化の促進を図り、もって地震に強いまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）木造住宅 木造の建築物のうち一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積に２分の１を乗じて得た面積未満のものをいう。）を含む。）をいう。

（２）耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法により木造住宅の耐震性を判定することをいう。

（３）診断士 次に掲げる要件を満たす者をいう。

ア 木造住宅の耐震診断、耐震改修を行うための設計若しくは工事監理又は耐震改修に関する業務（以下この号において「耐震化業務」という。）を行う上で必要な一定以上の知識を有する建築士であること。

（事業対象木造住宅）

第３条　岩美町木造住宅耐震診断事業（以下「事業」という。）の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

（１）木造在来軸組構法、伝統的工法又は枠組壁構法で建築されていること。

（２）１棟につき延床面積が２２０平方メートル以内で、階数が２階以下であること。

（３）昭和５６年５月３１日以前に建築工事に着工されたもの。

２　前項の規定にかかわらず、岩美町震災に強いまちづくり促進事業により既に耐震診断を実施した木造住宅は、事業の対象外とする。

（事業内容）

第４条　町長は、前条に規定する事業対象木造住宅の所有者が耐震診断を希望するときは、当該事業対象木造住宅の耐震診断を実施する。

２　町長は、耐震診断を実施するに当たり診断士を派遣するものとする。

３　前項の規定による診断士の派遣に要する費用は、町が負担する。

（申請手続）

第５条　前条第1項の規定による耐震診断を申請しようとする木造住宅の所有者（以下「申請者」という。）は、岩美町木造住宅耐震診断申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（耐震診断の決定）

第６条　町長は、前条に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断実施の可否を決定し、及び第４条第２項の規定により派遣する診断士を決定したときは、当該決定の内容及び診断士の所属、氏名等を岩美町木造住宅耐震診断決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該診断士の派遣について条件を付すことができる。

２　町長は、前条の申請書の内容に変更が生じたと認めるときは、岩美町木造住宅耐震診断決定通知書の内容を変更することができる。

（耐震診断の中止等）

第７条　前条第１項の規定により耐震診断の決定を受けた者は、当該耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに、町長にその旨を届け出なければならない。

（耐震診断の決定の取消し）

第８条　町長は、耐震診断の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断の決定を取り消すことができる。

（１）虚偽の申請その他の不正な行為により耐震診断の決定を受けたとき。

（２）その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（耐震診断費用の返還）

第９条　町長は、第７条の規定により耐震診断を中止し、若しくは取り止めた場合又は前条の規定により耐震診断の決定を取り消した場合において、当該決定に係る耐震診断を既に実施しているときは、期限を定めて、当該耐震診断に要した費用に相当する額の支払いを命じることができる。

（耐震診断結果の報告）

第１０条　第４条第２項の規定により派遣された診断士は、耐震診断を完了したとき

は、速やかに、当該耐震診断の結果を町長に報告しなければならない。

２　町長は、診断士から前項の規定による報告があつたときは、当該報告の内容を確認した上で、申請者に岩美町木造住宅耐震診断結果報告書（様式第３号）により耐震診断の結果を報告しなければならない。

（耐震化に関する指導）

第１１条　町長は、必要があると認めるときは、前条第１項の規定による報告に基づき、申請者に対して木造住宅の耐震性の向上を図るよう必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（業務委託）

第１２条　町長は、事業に係る業務の一部を当該業務を適切に実施することができると認められる団体に委託することができる。

（委任）

第１３条　この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年６月１５日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

岩美町長　　様

申請者　　住所
氏名

岩美町木造住宅耐震診断申請書

次のとおり耐震診断を申請したいので、岩美町木造住宅耐震診断事業実施要綱第５条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

１　対象建築物

建築物所在地	岩美郡岩美町
建築物所有者	住所 氏名　　電話番号
建築物種別	□一戸建て住宅　　□併用住宅（住宅部分以外の用途：　　）
構造方法	木造（□在来軸組構法　□枠組壁構法　□伝統的工法）
建築時期	年　　月頃
延べ床面積	㎡（併用住宅の場合、住宅部分の延べ床面積：　　㎡）
階数	地上　　階　地下　　階
設計図書の有無	□有（確認通知書、平面図、その他（　　）） □無
添付書類	①付近見取図　　②建築物の建築時期が分かる書類 ③建築物の所有者であることがわかる書類

２　備考（増築等がある場合は、その時期、構造方法、増築部分床面積を記入）

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

様

岩美町長

岩美町木造住宅耐震診断決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった木造住宅耐震診断について、岩美町木造住宅耐震診断事業実施要綱第６条第１項の規定により次のとおり決定したので、同行の規定により通知します。

記

１　申請内容　　申請書のとおり

２　耐震診断決定内容

☐ 耐震診断をすることに決定しました。

後日、耐震診断（現地調査）を行いますので、日程調整をお願いします。

なお、当日は立会いをお願いします。

☐ 耐震診断をしないことに決定しました。

耐震診断をしない理由

（　　）

３ 担当診断士

所属事務所	事務所名 住　　所 電話番号
氏　　名	

様式第３号（第１０条関係）

年　　月　　日

様

岩美町長

岩美町木造住宅耐震診断結果報告書

木造住宅の耐震診断を行いましたので、岩美町木造住宅耐震診断事業実施要綱第１０条第２項の規定により次のとおりその結果を報告します。

<table>
<tr><td colspan="2">建築物所在地</td><td colspan="4">岩美郡岩美町</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物所有者</td><td colspan="4">住所
氏名　　電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物種別</td><td colspan="4">□一戸建て住宅　　□併用住宅（住宅部分以外の用途：　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造方法</td><td colspan="4">木造（□在来軸組構法　□枠組壁構法　□伝統的工法）</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築時期</td><td colspan="4">年　　月頃</td></tr>
<tr><td colspan="2">延べ床面積</td><td colspan="4">㎡（併用住宅の場合、住宅部分の延べ床面積：　　㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">階数</td><td colspan="4">地上　　階　地下　　階</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震診断結果</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td>地盤</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>地形</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>基礎</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>高さ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>壁配置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>劣化度</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">上部構造評点</td><td>該当</td><td>上部構造評点区分</td><td>判定</td><td>補助制度等</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4"></td><td></td><td>1.5以上</td><td>倒壊しない</td><td rowspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td></td><td>1.0以上1.5未満</td><td>一応倒壊しない</td></tr>
<tr><td></td><td>0.7以上1.0未満</td><td>倒壊する可能性がある</td><td rowspan="2">対象</td></tr>
<tr><td></td><td>0.7未満</td><td>倒壊する可能性が高い</td></tr>
</table>

申請者		診断士	
住　所		登録番号	
氏　名		氏　名	

耐震診断 総合評価

【地盤・地形・基礎】

地盤	対策	記入	注意事項
良い			
普通			
悪い （埋立地、盛土、 軟弱地盤）	表層の地盤改良を行っている		
	杭基礎である		
	特別な対策を行っていない		

地形	対策	記入	注意事項
平坦・普通	特別な対策を行っていない		
がけ地・急斜面	コンクリート擁壁		
	石積み		
	特別な対策を行っていない		

基礎	状態	記入	注意事項
鉄筋コンクリート基礎	健全		
	ひび割れが生じている		
無筋コンクリート基礎	健全		
	ひび割れが生じている		
玉石基礎	足固めあり		
	足固めなし		
その他 （ブロック基礎等）			

【上部構造評価】

階	方向	強さ Ｐ（ｋＮ）	配置などによる 低減係数 Ｅ	劣化度 Ｄ	建物保有耐力 Ｐｄ＝Ｐ×Ｅ×Ｄ	必要耐力 Ｑｒ（ｋＮ）	上部構造評点 Ｐｄ／Ｑｒ
2	X						
	Y						
1	X						
	Y						

上部構造評点	上部構造評点区分	判定
	1.5以上	倒壊しない
	1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
	0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
	0.7未満	倒壊する可能性が高い

様式第１号（第８条、第１１条関係）

事業計画（報告）書

１　事業の内容　（単位:千円）

事業区分	対象区分	補助対象経費	補助金交付申請額	備　考
合　計				

（注）（１）事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、耐震シェルター設置、ブロック塀耐震対策、屋根瓦耐震対策、屋根瓦耐風診断、屋根瓦耐風改修又は耐震ブレーカー購入の別を記載すること。
（２）変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（　）書すること。
（３）備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断）、設計図書の有無等を記載すること。

２　住居の所在地等　住　　所　岩美郡岩美町
建築時期　　年　　月
構　　造　木造、鉄骨造、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造、鉄骨ｺﾝｸﾘｰﾄ造、その他（　　）

３　住宅の所有者　住　所　岩美郡岩美町
氏　名

４　事業開始（予定）年月日

５　事業完了（予定）年月日

添付書類
（事業計画書）
１　位置図
２　住宅の建築時期が確認できるもの
３　補助事業に要する費用の見積書の写し
４　改修設計、耐震改修にあっては耐震診断の結果のわかる書類
５　ブロック塀耐震対策にあっては、補助金交付要綱別表２または別表３の写し
６　屋根瓦耐風診断にあっては、診断者の資格を証明するもの
７　屋根瓦耐風改修にあっては、次に掲げるもの
①耐風診断結果報告書又は屋根瓦現況調査報告書（様式第６号）
②診断者の資格を証明するもの（耐風診断申請時に提出済の場合は不要）
③屋根面積、工事概要がわかる図面

（事業報告書）
１　事業にかかる成果品の写し
① 耐震（耐風）診断にあっては、耐震（耐風）診断を行った者が作成した耐震（耐風）診断結果報告書等の写し
② 耐震改修にあっては、改修後の耐震性能について記載された書類の写し
③ 耐風改修にあっては、施行内容が確認できる写真
２　請求書又は領収書の写し
３　契約書又は請書の写し

様式第２号（第８条、第１１条関係）

収支予算（決算）書

収入の部

区　分	予　算　額 （決　算　額）	備　　考
補　助　金	円	
そ　の　他	円	
合　計	円	

支出の部

区　分	予　算　額 （決　算　額）	備　　考
	円	
	円	
合　計	円	消費税仕入控除税額 □含む（　　円） □含まない

様式第３号（第９条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

岩美町長

補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のあった岩美町震災に強いまちづくり促進事業補助金については、岩美町補助金等交付規則第６条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第８条の規定により通知します。

記

１ 補 助 年 度

２ 補助事業を実施する補助事業の種別

補 □耐震診断（一般診断法・精密診断法・その他）

□改修設計　□耐震改修　□耐震シェルター設置

□屋根瓦耐震対策　□ブロック塀耐震対策

□屋根瓦耐風診断　□屋根瓦耐風改修

３ 住宅等の所在地

４ 交 付 決 定額　金　　円

５ 交付予定時期　補助事業完了後補助金交付額が確定した後通知する。

６ 交 付 の 条件

(1) 補助金交付決定通知書を受け取った後、速やかに補助事業に着手すること。

(2) 補助事業の内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、速やかに町長の承認を受けること。

(3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類は、補助事業完了の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

(4) その他岩美町補助金等交付規則及び岩美町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱に定めるところに従うこと。

様式第４号（第９条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

岩美町長

補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のあった岩美町震災に強いまちづくり促進事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、岩美町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

記

１　補助事業を実施する補助事業の種別

□耐震診断（一般診断法・精密診断法・その他）

□改修設計　□耐震改修　□耐震シェルター設置

□屋根瓦耐震対策　□ブロック塀耐震対策

□屋根瓦耐風診断　□屋根瓦耐風改修

２　住宅等の所在地

３　理　由

様式第５号（第１１条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年　　月　　日

岩美町長　　様

住　所
氏　名

年　　月　　日付　第　　号により補助金の交付の決定を受けた岩美町震災に強いまちづくり促進事業の補助対象事業に係る仕入控除税額が確定したので、岩美町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第１１条の規定により次のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額　　金　　円
（　　年　　月　　日付第　　号）

２　補助金の交付申請又は実績報告の時において減額した仕入控除税額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る仕入控除税額

金　　円

４　補助金返還相当額（３の額から２の額を差し引いた額）

金　　円

様式第６号

屋根瓦現況調査報告書

１．建築物の概要
　所在地
　所有者又は申請者

２．屋根瓦の現況
（１）平部の全ての瓦がくぎ又はねじで緊結してある。
　□適合　　□不適合
（２）軒部分の全ての瓦が３本のくぎ又はねじで緊結してある。
　□適合　　□不適合
（３）けらば部分の全ての瓦が３本のくぎ又はねじで緊結してある。
　□適合　　□不適合
（４）棟部の全ての瓦がねじで緊結してある。
　□適合　　□不適合

上記のとおり、本建築物は令和２年国土交通省告示第１４３５号により改正された昭和４６年建設省告示第１０９号に適合しておりません。

年　　月　　日

診断者　　住所
　　氏名
　　資格　□瓦屋根診断技士
　　□瓦屋根工事技士
　　□かわらぶき技能士
　　□建築士